

ゴミの野焼はやめましょう！！

野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ゴミ)を燃やすことをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則、禁止されています。下に書いてある罰則が適用される可能性があります。

廃棄物は適切に分別して、市のごみ収集に出したり、クリーンセンターに持ち込むなどの、適切な処理をしてください。

【罰則】 廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者(未遂行為も含む)

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)、又は両方を科せられます。

主な野焼きの例



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

野焼き禁止の例外

つぎのとおり、野焼きが例外的に認められる場合があります。ただし、「野焼き禁止の例外」であっても、**周辺住民等から苦情があった時は、直ちに中止**していただきます。

- ① 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとしておこなわれるもの
(例: あせ草や下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却)
- ② 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの(例: どんと焼き、しめ縄の焼却)
- ③ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例: 火災予防訓練)
- ④ 国等公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの(例: 河川敷の草焼き)
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの
(例: 落ち葉たき、キャンプファイヤー)

野焼によって発生する煙によって、悪臭による不快感や、有害物質による人体への悪影響が予想されます。

【問い合わせ先】 市民部生活環境課 生活環境担当 62-3114